

【Reference Review 54-1号の研究動向・全分野から】

経済学研究科教授 小西砂千夫

貧困問題はいまやわが国を揺るがせる大問題となっている。『組織科学』41巻2号は、「格差の諸相」という特集を設けている。そのなかで、橘木俊詔「格差社会」は、格差を許容する政治的雰囲気の小泉内閣では特にあったことを触れつつ、貧困問題の重要性や貧困者がわが国で増えた理由、それへの対策について紹介している。

ついで、伊丹敬之「経済的格差と市場メカニズム」は、市場メカニズムが格差をもたらし、それを固定化する「二極化」を生み出す可能性を指摘し、「市場原理主義ばかりを強調する市場原理主義のもとでは二極化現象が起きがち」とする。同時に二極化現象がそれほど顕著でないわが国で格差問題が指摘されるのは、「格差への社会的許容度が日本社会はかなり小さいであろう」と考えている。さらに、格差の程度が小さい段階で対処しないと手に負えなくなってしまう懸念があるので、「経済学的な議論では本来は格差問題を議論しにくい」ことを踏まえ、広い視野からの議論が必要としている。関野満夫「『格差社会』における東京の経済と財政」『経済学論纂』（中央大学、48巻1・2号）は、格差が拡大するなかで勝ち組となった東京において、東京に人口が再集中し、東京都民のなかでの所得格差が拡大し、その他の地方圏との格差も拡大していることを指摘する。その結果、財政面では法人2税が大きく伸長し、「景気回復による法人所得上昇の恩恵を一層強く享受する可能性」が高いとみている。そして東京都富裕論への東京都の反論を受け止めた上で、地方財源の東京問題への穏当な是正し、「『勝ち組』と『負け組』という格差社会を超えて地方自治体間の連帯意識を強化する」方向性を強く示唆している。

『調査季報』162号（2008年3月）は、横浜市都市経営局調査・広報行政課による「横浜から格差を考える」という大きなレポートを掲載している。そこでは格差社会の原因のひとつである若者無業者の実態について、生活保護の現状、生活困難層への支援のあり方などについて、いずれも横浜市内の現状をもとに興味深いレポートが収録されている。

『調査季報』の同号は、大都市制度に関する特集を組んでいる。地方分権や道州制が進むなかで大都市のあり方を考えたいという問題意識もあつてのことと思われるが、横浜市は「横浜市大都市制度検討委員会」を設けて独自に大都市性のあり方について検討を進めている。委員のひとりである岡部顕子氏による論考「EUにおける「補完性原理」を通して、新たな大都市制度を考える」の結論部分にある「横浜市には、規模を問わず今日の基礎自治体が「補完性の原理」に則って持つべき包括的な権限を基盤として、大都市の規模のメリットと州とは異なるフットワークの軽さを生かして、ときに国を「中抜き」にした大都市運営が求められる」が、ひとつのめざしたい方向であるのだろう。

大西隆「コンパクトシティーその実像と虚像」『地域開発』（2008年3月号）は、大都市圏では都市部への人口回帰が起きている反面で地方圏では拡散が進む二分化現象が起きていることを指摘し、地方圏の都市ではコンパクトシティーのような高密度社会ができるとは思えず、そのような虚像を追い求めるよりも「どのような都市の生活環境が出生率を高めることにつながるか」を地方都市の首長は考えるべきであるとしている。

サブプライム危機以降、市場重視の経済学が批判を浴びている。「規制緩和が経済のひずみを拡大した」とか、「市場メカニズムを徹底すれば格差はますます拡大する」といった声が頻りに聞かれるようになった。私は、こうした主張に解答を出すには、ミクロ経済学の基本中の基本である市場の機能は何かということを再検討しなければならぬと常々考えてきた。そうした折、伊丹敬之「経済的格差と市場メカニズム」（『組織科学』第41巻第3号）が目にとまったのである。以下ではその内容を紹介しつつ、コメントを付け加えたいと思う。

まず伊丹教授は、市場メカニズムの原理として、「適者実験」、「優勝劣敗」、「報酬対応」の3つを指摘する。「適者実験」は、適切な情報と能力を持っていれば、誰もが市場への参入と自由な経済活動を認められるということである。ここで大切なのは、「情報や能力を持っている」ということで、それがなければヒトもカネも集まらないし、他者から評価される事業計画を立案することもできないだろう。

「優勝劣敗」は成功と失敗を峻別するメカニズムである。つまり優れた事業は生き残り、劣ったものは淘汰される。効率の悪い事業は市場から退場しなければならず、そのようなところに資源が注ぎ込まれるのを防ぐ役割を果たす。

「報酬対応」とは、リスクを背負って成功した場合は、それに見合った報酬が受け取れることである。ここでいう「報酬」には、金銭だけでなく社会的認知や次の仕事の機会といった無形のものも含まれる。我々は様々な形で報酬が得られるからこそ、努力しようというインセンティブが生まれるのである。

しかし市場メカニズムは必ずしも正しく作用するとは限らない。伊丹教授はこれを逆機能と呼ぶ。例えば本人に能力がないのに、親の権力や遺産などに頼り、努力しなくても恵まれた地位が得られる場合がある。すると社会はどうなるだろうか。努力しても報われないという絶望感が、下層の人々に努力することを断念させる。つまり自助努力によって自らの状況を改善しようとする意欲がなくなってしまふのである。そしてこうした人々の増加は、社会に対する不満を増幅し、政治的な抗議行動を引き起こすことさえ考えられる。

昭和初期わが国を襲った深刻な恐慌により、人々は個人的にいくら努力しても、生活の困窮を解決できないと悟った。一方恐慌下にあっても、政党・財閥・特権階級など支配層の生活は豊かであった。このギャップが、浜口首相の狙撃事件、三月事件、十月事件、血盟団事件、五・一五事件と過激なテロ活動（未遂事件も含む）を引き起こし、やがては軍部の台頭を許し、太平洋戦争へとつながっていったのである。この事例からもわかるように、格差拡大は大きな社会的コストを生じさせる。今から70～80年前の日本は、戦争にすべての資源を投入したが、国民生活の崩壊と社会資本の壊滅という最悪の事態を招いた。

さて市場メカニズムが批判的に評価される最大の理由は、「勝ち組」と「負け組」という二極化現象が生じる点に求められる。そもそも初期の状態では各経済主体が完全に平等の状態から競争が始まることなどありえない。情報、資金、能力などで必ず優位に立つ者がある。するとそれが、「優勝劣敗」、「報酬対応」のプロセスを経て、強者はますます強く、弱者はますます弱くなり、一段の格差拡大につながってゆく。

こうした過程を考えると、社会において格差問題を避けるのは不可能である。重要な視点は、政策的にこうした格差をどうして縮小するかである。伊丹教授は格差拡大がストップするケースとして、

勝者が努力を払わなくなるときや、累進課税などを通じて政府が市場介入する場合を指摘しているが、これは経済的に望ましくないのは当然である。期待される格差是正メカニズムは、「不利な状況から出発した経済主体が、自らさまざまな意味で育っていくことによって、その不利な状況を克服していく能力を高めていく、情報や資源を蓄積していく」というものである。筆者は市場メカニズムに欠落しているのはこのシナリオが描けない点であり、参入障壁の撤廃、資金援助、税制面での優遇、技術やアイデアを正しく評価できるシステムの確立といった側面からの政策支援が不可欠であると考えられる。さらに実績の少ないベンチャー企業にとっては、大企業なら十分持ちこたえられる「小さな失敗」が致命傷となってしまう。日本で起業・創業が停滞する最大の原因はここにあるといえる。したがって、革新的なことにチャレンジできる制度の整備こそが、格差問題の解決に結びつくのである。もっとも昨今の食品偽装事件にみる「失敗」は、大企業でさえ訂正不可能であることを物語っている。ペナルティとして消費者がその企業の製品を買わなくなり、ほどなく倒産に追い込まれる事例がどれほどあったらだろうか。悪質な失敗に対する市場の監視力は年々高まっているように思われ、挽回のチャンスはゼロと言っても過言ではない。

最後に「格差の許容度」にふれながら、格差問題の今後を考えてみよう。人間誰しも持ちたいと思うのが、カネ、権力、情報、名誉であるが、格差問題が深刻になるのは、これらが同一の人物に集中する場合である。日本と比較し、アメリカ社会は特にこの傾向が強い。会社の運営を例に改善策を考えると、権限はあるが給料はそれほど高くはないとか、報酬は少ないがやりがいのある仕事を与えるといった具合に、上記4要素をうまく分散させる工夫が求められる。いまひとつ、日本には今なお共同体の思想が深く浸透している。つまり職場は我々にとって、「労働サービスを提供し、その対価として賃金を受け取る」場所以上の多面的な機能を有している。一言で言うならば、そこには親密な人間関係や助け合いの精神、絆が存在するのである。最近日本企業においては、こうした特徴がうすれ、人間関係がドライになりつつあるが、チームワークのよさや、会社への帰属意識の強さが、日本企業の競争力の源泉になってきたことは事実である。筆者はこの点を再認識すべきであると考えられる。過度の格差は共同体の維持を困難にすることは明白である。

アメリカで格差を容認するイデオロギーがある程度浸透しているのは、「退出」と「発言」のメカニズムがうまく機能しているからである。企業に関しての「退出」とは、従業員の退職や株主による資本引き揚げといった形で経営陣に警告を発することである。一方「発言」とは、経営者に直接不満を伝え、改善を求めることである。アメリカの風土においては、経営者が退出と発言を真剣に受け止め、経営改革に乗り出すという期待度が強いのである。そして退出の結果新しい経済的チャンスをつかみ、大きな富を得るのは何ら悪いことではないというのが、アメリカ流の考え方なのである。これは本稿の最初で述べた「市場原理」そのものである。しかし日本は共同体意識が強く、このようなアメリカ型のスタイルは定着しないだろう。

伊丹論文全体を通じて感じたのは、健全な経済社会の構築において競争は不可欠ということである。しかし、豊かになりたい、幸福になりたいという思いに対し希望が持てないような社会は、衰退の一端をたどるほかない。例えば競争力を高めるため、従業員を道具扱いして過酷な労働を強要し、一方で株主の要求に応じて配当を上げることしか念頭にない企業で活力が生まれるだろうか。筆者は最終的に企業価値を高めるのは、社員の人間力にほかならないと考える。社内における格差拡大は、社員の精神も身体も傷つけ、長期的には戦力低下を招くだけである。競争力を高めようと取り入れた制度や仕組みが、かえってマイナスに作用していないか、丹念に検証することが重要である。また格差問題は、経済分析の切り口のみで解決することはできない。適切な競争原理を取り入れつつも、日本人

の国民性にまで踏み込んだ多角的な議論が求められている。そしてさらに、企業経営に関与している4つの経済主体、すなわち、経営者、社員、株主、顧客の関係はどうあるべきか、疎外されている者はいないかなどを常に点検すべきである。そして問題が見つかった場合は、小さなうちに芽を摘み取ることこそが、最も効果的な格差是正策といえるのではなからうか。

【Reference Review 54-2 号の研究動向・全分野から】

経済学研究科教授 小西砂千夫

市場型経済は危機を生むという見方が、2008年度に入ってされるようになり、秋のアメリカ発の金融危機でそれが一気に広がっている。『経済セミナー』2008年5月号の巻頭のエッセイ「ECONの風景」で神野直彦東京大学教授は、宇沢弘文東京大学名誉教授の書簡を引きながら、「市場原理主義が世界に向かって輸出され、現在の世界的危機が生じていく決定的瞬間」に宇沢教授が立ち会うことで、「シカゴと決別を告げる決定的瞬間」となったと述べている。

『経済セミナー』の同号は、竹中平蔵「日本経済は大丈夫か？」で、小泉政権は不良債権処理を行ったことで失業者が出ることを防ぎ、それがなかったら格差はもっと拡大していたと指摘している。「改革をしたから成長した。その成長の果実を国民に示して改革をさらに進めるべき」と述べている。インフレーターゲットを掲げていない日本は政策後進国であると診断している。

同じく竹中教授は、『日経グローバル』101号（2008年6月）において、「地方財政自立へ分権推進と破綻法制整備を消費税中心の税源移譲と新型交付税が必要」では、地方自治体に対するさらなる改革方針を示している。自立のためには一定に人口規模が必要であること、国による裁量を排した客観的な基準での地方交付税が必要であること、破綻法制の完成には貸し手責任も課題として残ること、などが指摘されている。

2008年の当初予算の成立ができなくなり、政治的混乱の原因ともなった道路特定財源について、『都市問題』（2008年6月号）は「迷走！ガソリン税暫定税率」という特集で、城本勝「道路特定財源問題を揺るがす政治構造と分権改革」など、その実情をレポートしている。道路財源の一般財源化は、政治構造だけでなく、地方自治体のなかにも厳しい利害の対立を生むことから、この問題の投げかけた溝がいかに深いかを知ることができる。

『週刊東洋経済』2008年5月17日号は、「子ども格差：このままでは日本の未来が危うい!!」という特集のなかで、「格差が親から子へ継承される」「子どもの貧困」の最前線、授業料滞納などが原因の「学校に通えない子どもたち」といった記事を掲載している。子育て家庭に占める貧困世帯の割合は、アメリカが21.7%であるのに対して日本は14.3%という数値は衝撃的でもある。

後期高齢者医療制度の導入が政権への不安定要素となった。『自治フォーラム』2008年5月は、「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について」という特集を組んでいる。特集では制度の解説やねらいなどが説明されているが、それと同時に事例検証として、岡田真平「老人医療費削減を実現した地域での取り組み—住民個々の価値観の尊重と地域文化への浸透を目指して—」は、病院から在宅へ、予防（生活習慣病→介護）を地域で取り組む、予防のための有効策の一つとして温泉（銭湯）を活用する、などを紹介している。

『租税研究』2008年6月号は、国税庁の国税不服審判所管理室長の講演をもとに、「国税に関する

審査請求の現状と裁決の動向」を収めている。国税への不服申し立て制度は、納税者の権利保護という観点で重要なテーマであるが、専門的ゆえになかなか取り上げられることも少ない。貴重なレポートであるといえる。

地域と大学の連携 とくに商店街活性化の取組について

商学部教授 福井 幸男

地域と大学との連携強化がとりあげられてから久しい。我が国の多くの大学が、国公立を問わず、真剣に地域の問題に取り組んでいる。しかし、成功事例は、とくに文系に限れば非常に少ない。『東北開発研究』（2008.4）は、特集論文として、日本計画行政学会東北支部の研修集会の様態を記録している。いままでさまざまな場面で語られてきた議論を象徴する熱のこもったシンポジウムとなっている。庄内地方に開学した東北公益文科大学学長が、冒頭、日本の大学は足下の地域を無視してきたとして、新しい大学は図書館、コンピュータそして食堂を地域住民に開放したことを述べている。地域のキーパーソンに講師を依頼することも地域の町おこしの一つと言っている。また、市民の後援会が年間300万円集まり、関西学院大学とともに、都市再生本部に選定されたことも誇らしげに紹介している。同じ会議で東北大学の教員からも、地域に対しての人材育成の重要性も語られている。民間企業との連携の一例として、地元有力新聞社との共同研究やイベント共催についても紹介がある。地域に支えられた大学像が残念ながら日本では確立されていない。たとえば、ノーベル賞をめざす大学であっても地域は無視できない時代である。たとえば、寄付金については、何周年記念事業で集めてもせいぜい百億円である。膨大な寄付金を受けるハーバード大学の資産は約3兆円であり、授業料を無料にしてもやっつけられる規模になっている。ただ、今回の金融危機で相当の損失を出したという。パネラーいずれもが異口同音に語るのは、大学の地域に対する最大の貢献は、地域に貢献できる人材養成である。全国各地で、教室での座学を離れて、フィールドワーク型授業の展開が待たれるところである。

学生活動を中核に置いて地域振興の取組は全国各地で个性的に展開されている。たとえば、松山大学の学生による「灯明ウォッチング」（「まつやま灯明ウォッチング2006実施報告」、松山大学論集第19巻第5号）や明治大学商学部による東京・神田での実践例がある。前者は地域のNPOと連携して、街の良さをゆっくりと味わって貰うという趣旨なのだが、道路使用許可の難しさから大学キャンパスで実施されていることが惜まれる。また、NPOと大学との連携は、筆者の経験からも十分に理解できるけれども、立場が違うことから調整のための時間とエネルギーが不可欠なことは覚悟しておかなくてはならないだろう。

後者の実践的な展開は、1学部が総力をあげて地域活性化に取り組んだ総合的なプロジェクトの活動報告の体裁を取っている。群馬県嬬恋村との連携、奥美濃カレープロジェクト、神田での空き店舗事業、そしてインターシップ事業など、質と量で圧巻的な実践内容となっている。伝統を誇る明大商学部の複数の教員が現代GPをとったものである。学生主体の連携事業であることが統べての個別プロジェクトを通しての特徴となっている。具体的な論文としては、水野勝之「空き店舗事業に関する一考察」（「明大商学論叢」第90巻特別号）では、典型的なオフィス街である千代田区神田ふれあい商店街の活性化を目的に立ち上げたプロジェクトである。ここに、嬬恋村の特産品のアンテナショップという役割を付加して、ゼミの三年生が総務部、営業部、財務部そして広報部の体制で取り組んだ

意欲的なプロジェクトである。そうした商業の現場に学生を立たせると、語られない苦勞から彼らが学んだ点も少なくないと思われる。筆者にとって興味深いのは、来店者とのコミュニケーションのアンケート結果である。学生実験店に来るお客は若い学生との会話を望んでいることが読みとれる。野菜、大学、料理などが話題の中心である。最後にまとめられているように、「継続することがなによりも肝要である。空き店舗事業は地域に密着し地域の一員になることである。・・・地道で堅実な活動をこそ目指すべきであろう」はしばし名言である。

地域の町おこしにかんして興味深い研究として、榊原省吾「地域ブランドに関する考察 - 富士宮やきそばの成功事例を中心とした分析」（浜松学院大学研究論集第6号）をあげるができる。焼きそばを核にして街作りに成功している事例である。注目すべきは、行政主体ではなく住民主体に「富士宮やきそば学会」が2000年に自主的に創設され、おりからのグルメブームとネーミングを武器に、日本道路公団やビール会社などの地元の各種の関係団体の協力をとりつけて持続的に活動が展開されている。経済波及効果は6年間で総額217億円に及ぶという。行政も後追いはあるが、「フードバレー」構想を打ち上げている。食文化では製品の差別化は難しい。一過性のブームをどう定着させるかが今後の課題であろう。幸いなことに、富士宮やきそばは特許権を獲得していて、各店舗からの使用料で財政的な脆弱さを解消するという。

典型的な商店街再建の成功例は、野木村忠度「地域活性化とマーケティング」に語られている。人口33万人の埼玉県都市が、地元商店街の店主達の真剣な取り組みで、現在では年間550万人の観光客をひきつけている。オーガナイザーとしての商店街は、1983年に昔から商店街の街並みに点状する蔵作りの建物の保存と活用に動き出した。さらに、1987年には、景観形成規約として、当時としては先端的な「街づくり規範」を策定。アレキサンダーの提唱するパターン・ランゲージに基づいている。高さ11mの時の鐘など、行き交う人を和ませる仕掛けづくりに成功。さらに、隣の銀座商店街も大正浪漫のムードを醸し出す商店街に変貌を遂げている。行政主導ではなく、「店主が手間暇いとわず自主的に街づくりを行った結果が成功の要因である」という立場から書かれていて示唆に富む。

本人が動かないと、周りがああやこうやと言っても事態は動かない。商店街のイベントが行政からの補助金まかせでは、商店街復権などありえないだろう。規制緩和の流れの中で、日本全国に大規模なショッピングモールが続々と新設されていった。郊外に限らず、都会の駅前にも進出が加速化してきた。商店街の役割は何か、街づくりに果たす商店街の機能を明確化する議論の中からあたしい道筋が見えてくるかもしれない。

【Reference Review 54-3号の研究動向・全分野から】

経済学研究科教授 小西砂千夫

生活経済政策研究所の『生活経済政策』では、間宮陽介京都大学教授が「市場主義を相対化する経済学」として毎回、経済書を取り上げて紹介している。第4回（2008年7月号）は宇沢弘文氏の『社会的共通資本』（岩波書店）をとりあげ、市場と社会を一体的に論じる社会的共通資本によって市場主義的経済学を相対化するものと述べている。同じく第5回は（2008年8月号）は、ガルブレイス氏の『ゆたかな社会』であり、その結びには「ゆたかな社会においては、民間資本投資と社会資本投

資とがアンバランスだと指摘も、いまの小さな政府の時代にこそ重みを増すとの確信を持った」と述べられている。

『日経ビジネス』（2008年8月4・11日合併号）は、「バラク・オバマ 行き詰まる米国の熱狂と焦燥」はオバマへの政治人気の高さを伝えるとともに、新しいタイプの大統領が登場した背景に、アメリカが唯一の超大国である地位が脅かされている事情があることを伝えている。

『週刊東洋経済』（2008年8月2日号）は、「総点検 日本の老後」という特集のなかで、医療費抑制が進むことによる問題や、財政市場主義が介護制度に与えた厳しい現実などが取り上げられている。そのなかで、権丈善一慶應義塾大学教授の「政府不信をあおるほど社会保障再建はできなくなる」という指摘はたいへん重要であると思われる。

わが国では、道州制は議論としては盛んであり、政府の道州制ビジョン懇談会や自由民主党道州制調査会などでは、その実現に向けて積極的な姿勢を示している。また経済界や、地域的には九州や関西なども、全構成員が一致しているとはいえないまでも道州制に対して前向きである。田村秀「道州制論議の行方」『地方自治』2008年7月号は、そのような道州制推進の動きをレポートしつつ、世論調査で道州制反対が賛成を大きく上回っていることを引用しつつ、政治的リーダーシップだけでなく、国民的世論の盛り上がりがないと実現は難しいとの見方を示している。地方分権の推進は政府の既定路線であるが、道州制の導入は、地方分権推進委員会が最終報告のなかで示した分権改革のアジェンダに則る限り、分権改革のなかでも特に最終的な段階に位置すべきものであって、それに至るまでにどうしてもクリアしなければならない課題がある。たとえば、地方分権改革推進委員会の第一次報告が示した義務づけの緩和などはその際たるものであろう。国民世論の喚起のみでなく、地方分権改革を、あるべき手順を踏んで進めていくという観点も重要であるといえる。

地方分権改革における義務づけの見直しの焦点の一つは、都市計画制度の見直しである。折しも都市計画法の抜本改正についての検討が進んでおり、『地域開発』（日本地域開発センター、2008年7月号）は、線引き制度をいかに扱うかなど、今回の検討課題がどこにあるかを示すなど、興味深い内容となっている。その背景には、人口減少社会の到来や景観法や地球温暖化問題への対処などの新たな課題がある。「市町村の役割を前提に都市計画を考える」ことを基本としつつも、分権的な仕組みを導入することがかえって予定していない望ましくない効果をもたらさないようにする配慮が求められている。

地方分権改革が進むなか、大都市、中小都市と町村の規模の格差を前提に、どのような分権改革が望ましいかという厳しい議論が浮上している。地方分権改革推進委員会の委員でもある露木順一開成町長の「分権改革で問われる町村の気概」『都市問題』（2008年8月）の論考はたいへん興味深い。

中小企業向け金融をめぐる議論

経済学部准教授 小林 伸生

米国のサブプライム問題に端を発した世界同時の景気後退局面に直面し、わが国の産業界も長期間にわたる緩やかな景気拡大局面から一転して、深刻な業績の悪化に苦しんでいる。中でも急速な景気悪化による経営状態の悪化に苦しんでいるのは中小企業である。日本銀行の直近の短観（2008年9月）によると、業況判断DI（「よい」－「悪い」%ポイント）で、大企業では製造業 -3、非製造業 +1

であるのに対して、中小企業では製造業 - 17、非製造業 - 24、全産業の資金繰り判断 DI（「楽である」 - 「苦しい」%ポイント）においても、大企業 +15 に対して中小企業 -11 と、今回の不況局面が特に中小企業の経営に深刻な影を落としていることは明らかである。

そうした状況に対応して、最近、中小企業の経営、特に資金繰りや資金調達の課題などに関する議論が、再び活発化してきている。『金融ジャーナル』2008年9月号では、「検証：トランザクション型貸出」という特集記事を設け、中小企業向け貸出における近年の潮流とその課題などについて、複数の著者が議論している。同志社大学鹿野嘉昭教授の「中小企業向け融資活性化のための課題」では、長期的に見て中小企業の売上高の増加をはるかに上回る伸び率で借入金残高が伸びてきていることを示し、その原因として、大企業から中小企業への手形振出しの取りやめに伴い、割引手形の現金化が困難になり、それが借入金の増大を招いたことを指摘している。その上で、近年関心が高まっている動産担保貸出の一つの手法として、電子手形の導入推進による手形取引の復活を提案している。また、ここ数年注目を集めてきているクレジット・スコアリング貸出を中小企業に適用すると、小規模企業向け融資の大部分が棄却される可能性が高いことを指摘し、こうした手法が日本で定着するために、会社経理とオーナー家計の一体審査の見直し等を通じた、中小企業の融資判断にかかわる透明性の向上の必要性を議論している。

また、上記特集でみずほ総合研究所の小野有人氏は「中小企業向けスコアリング貸出の現状と展望」で、クレジット・スコアリングの導入経緯や活用方法が、日本と米国では異なることを指摘している。すなわち、①日本ではスコアが企業の財務データに基づいて構築されているのに対して、米国では企業の財務データよりも、企業オーナー個人のスコアが主に用いられていること、その反面、日本では米国と比較して融資申請書類の真偽を見極める有効な手立てが確立されていない点、②日本の中小企業向けクレジット・スコアリングが「無担保・無保証」融資の促進のための仕組みとして導入されているのに対して、米国ではスコアリング自体に与信リスクの軽減効果を見出さず、特に中小銀行では、スコアリング手法の導入以後、担保要件を厳しくしたところが多い点等を指摘している。その上で、日本で中小企業向けクレジット・スコアリングが定着していくためには、企業側のモラルハザードを抑制する別の手立てが必要であることを論じている。

しばしば日本では、中小企業の成長にむけた土壌が不十分であり、大きな要因の一つに、資金調達環境の不十分さが指摘される。しかしこれは、日本に限った「特殊な」状況なのだろうか。

大阪府立大学の加納正二教授は「日本の中小企業金融におけるソフト情報と財務諸表準拠貸出」（経営情報学部論集 22-1・2）の中で、中小企業の定性的な情報の貸出における位置づけに関する経緯と現状の議論を行っている。その中で、従来は財務諸表等ハード情報を補完する意味合いが強かったが、近年ソフト情報自体を審査に生かす動きが少しずつ出てきたこと、反面、依然として安全性を最重視した銀行の姿勢は変化しておらず、今後とも企業の収益性や成長性、ソフトな情報のより一層の把握と貸出への活用の必要性を指摘している。

しかし、安全性を重視する金融機関の姿勢は、米国でも共通に見られる傾向のようである。「米国における活発な再チャレンジは資金調達環境が原因か～破綻を経験した米国中小企業の資金調達に関する実証分析～」(みずほ総研論集 2008年3号)では、米国における再チャレンジ企業の資金調達環境を実証分析している。その中で、基本的に再チャレンジ企業に対する金融機関の貸出姿勢は厳しく、にもかかわらず積極的な再チャレンジが見られる背景には、旺盛な起業家精神の存在に加えて、破産後の差し押さえ除外財産が幅広く認められている点を指摘している。

以上のように、中小企業金融の課題は、短期的に見た金融機関の貸出姿勢の消極化といった、表面

的な問題では片付けられないことは明らかであろう。安定的な金融システムの維持のためにも、安全性を最重視する金融機関の姿勢を非難することはできない。むしろ、金融機関が安全を至上命題とすることを与件とした上で、従来は定性的とされた企業・経営者情報をも包含した形でのスコアリング貸出の仕組みの精緻化や、中小企業における財務指標のより一層の透明性の向上など、貸出の円滑化のために必要な情報の充実が求められている。一方制度面でも、透明性の向上を前提とした上で、破産時の差し押さえ除外財産の範囲拡大等を通じて、新規開業・事業に挑戦しやすい環境を整備すべきである。それらは、金融機関のみに努力義務が課せられるものではなく、中小企業自身や法制度整備など、多方向から課題解決に向けた取り組みが進展することで、初めて達成できるものである。

中小企業における情報の不完全さが、資金供給をはじめとする様々な取引が望ましい水準に達しないことの要因であるならば、その情報の非対称性を解消するための仕組みづくりこそが、何よりも求められているのではないだろうか。

【Reference Review 54-4 号の研究動向・全分野から】

地方分権に関する緒論

人間福祉学部教授 小西砂千夫

林仲宣「地方分権の税法学 (3) -調整局の強化と民間委託」月刊『税』2008年10月号は、地方自治体の滞納対策について実証的な分析を行っている。全体的に、コンビニ収納やカード納税、民間委託の流れは重要としながらも、どちらかといえば警戒的である。少なくとも徴税は公務員がなすべき職務であり、「課税権の放棄といわざるを得ない」などと指摘している。特に情報管理の面で課題は大きいと指摘している。

『都市問題』2008年10月号、99巻10号は、「どうなる？ 霞ヶ関の出先機関」という特集を組んでいる。そのなかで、金子仁洋「道州制を見据えた出先機関改革」は、道州制ビジョン懇談会委員として、出先機関改革に前向きであり、「都道府県は出先機関による広域事務・権限を引き受けなければ「広域地方政府」を名乗る資格はない」という姿勢を示している。つまり「道州制への道は、基本法を創って実施を迫るといような。お上任せの道ではない」のであって、都道府県が自ら可能な地域から「漸次改革を進めて道州制に近づく」ことが望ましいとされる。ついで、五十嵐敬喜「[地域整備局]の解体と「その後」」は、国土交通省地方整備局の見直しが提起されているが、そのなかで、道路特定財源をめぐって地方6団体は一般財源化の阻止と暫定税率の維持という姿勢であった。同論文は、自治体の道路財源への依存したすがたに対して、それをたさなければ、「地方整備局の見直しもまたもや未完に終わり、さらに国民を苦難に強いることになる」と手厳しく批判している。

松本英昭「地方分権改革推進委員会の「第一次勧告」と政府の「地方分権改革推進要綱 (第一次)」を読んで」『自治研究』84巻9号(2008年9月号)は、印象的なコメントを行っているので、それを以下に引用する。

- ・地方公共団体(地方自治体)を「地方政府」と位置づけることは、地方公共団体(地方自治体)の統治団体的性格と地方自治の政治的側面を強調するものであり、これまでとかく、地方公共団体(地方自治体)を行政組織としての側面から見てきた思考による地方自治観・地方自治体観と

は異なったものではないかと思う。

- ・行政分野における各個別の事務・権限に関して、全般を通じてまず感じるのは、多くの見直しで、市と町村とで見直しの内容が異なっているものが多いことである。そのことにも関連して、次のように指摘する。
- ・都市計画決定について、市の区域と町村の区域で大幅に異なることとしていることは、たとえば面の措置であるとしても、いかがなものであろうか。先述したとおり、都市計画は基礎自治体の基本的権能であるべきであり、市と町村で差を設ける性質のものではないと思うのである。町村の能力の問題ならば、その補完の方法を講ずることとすればよいであろう。
- ・「第一次勧告」のくらしづくり分野の行政にかかる事項についてみると、全般的に、次のようなことが指摘できる。／第一に、課題認識として記述されている事項と、勧告事項との間のギャップが大きなものが少なくないことである。…（中略）…／第二に、勧告で、各府省に検討を促すことにとどまっているものが少なくないことである。
- ・補助対象財産の財産処分弾力化についての改革の方向は、評価できるのではないかと思う。

CSRの取り組みと企業価値への影響

商学部教授 阪 智香

CSR報告書に関するKPMGの国際調査の結果が、3年ぶりに、2008年12月に公表された。この調査は、フォーチュン・グローバル500の上位250社および世界22カ国における売上高上位各100社の合計2,200社を超える企業をサンプルとした大規模な調査である。この調査の結果によると、フォーチュン・グローバル上位250社中、実に約8割がCSR報告書を作成しており、また、各国上位100社の中でCSR報告書を作成している割合が最も高いのは日本（90%）であった。

わが国では現在、1,000社を越える企業が環境報告書やCSR報告書などを発行・公表しており、その開示水準も高まってきた。それはとりもなおさず、企業のCSR活動が質・量共に改善されてきたことを示している（実行していないことは書けないからである）。最近では、単にCSR活動を実施しているというだけでなく、生田孝史「グローバル市場における日本企業のCSRサプライチェーン」『Economic Review』第12巻第4号（2008.10）で述べられているように、SWOT（強み・弱み・機会・脅威）分析をふまえて、欧米先行企業に比べて日本企業が出遅れているサプライチェーンにおけるCSRの取り組みを強化するなど、国際的な競争の中で生き残っていくためのさらに踏み込んだ取り組みが必要となっている。

しかし、昨今の景気の後退は、わが国企業のCSR活動全般に暗い陰を落としている。そもそも、CSR活動は、企業に財務的な余裕があるから行うのではない。しかしこれまで、CSR活動の実績（Corporate Social Performance: CSP）と財務実績（Corporate Financial Performance: CFP）の関係が明らかでないことが、企業がCSRの取り組みを進める上で障害となっていた。ただし、海外では、企業のCSR情報を用いて、CSPとCFPとの関連を調査する研究が100以上みられる。これらの研究結果はさまざまで、CSPとCFPに正の相関がみられるとする研究、CSPは市場ベースのCFPよりも会計数値によるCFPとより関連があるとする研究、CSPは過去および将来のCFPと関連があるとする研究、CSPとR&D投資に正の相関がみられるとする研究、CSRに取り組む企業のCFPは（そうでない企

業と比べて)劣ってはいないとする研究、CSPとCFPには関係がみられないとする研究などが存在する。また最近では、CSRの取り組みは企業リスクを低減させるとする研究、CSPとCFPの関係は企業とステークホルダーの関わり方によって異なるという研究、経営者とステークホルダーが共謀すればCFPに負の影響をもたらすとする研究など多様な研究がみられる。

わが国において、このCSPとCFPの関係を調査した研究が、首藤恵・竹原均「企業の社会的責任とコーポレート・ガバナンス(上)(下)―非財務情報開示とステークホルダー・コミュニケーション」『証券経済研究』第62・63号(2008.6、2008.9)である。結果は、企業規模や産業特性をコントロールしてもなお、CSRに積極的な企業は成長性や市場評価の面で優良なパフォーマンスを示しているというものであった。

一方、奥田真也「環境並びに品質投資の情報開示に対する証券市場における反応」『大阪学院大学流通・経営学論集』第34巻第1号(2008.7)では、環境投資は証券市場で負の情報と捉えられていることを示している。

わが国では、CSRの取り組みやその情報開示が普及している一方で、CSPとCFPの関連を検証し、CSR活動が企業価値にどのような影響を及ぼしているかという研究はきわめて少ない。CSRについての研究は、今や、何を社会的責任とすべきかという規範論的思考であった時代から、理論や実証を思考する時代へと移り変わっているといわれる。今日の経済危機にあっても、企業がCSR活動を推進し、自身の持続的発展を達成するためにも、CSR活動と企業の経済価値との関係を明らかにする研究の蓄積が望まれている。

【Reference Review 54-5号の研究動向・全分野から】

人間福祉学部教授 小西砂千夫

100年に一度の金融危機といわれるなか、『週刊東洋経済』2008年11月8日号は、そのレポートを行っている。『エコノミスト』2008年12月16日号、野口悠紀雄「日本経済は未曾有の試練に直面している」は、日本の経済危機はアメリカ発ではなく、日本独自の深刻な問題があるという。それは「自動車をはじめとする輸出産業中心の産業構造が維持不可能になった」ということであるという。トヨタをはじめとする日本車が優秀であったとしても、アメリカの住宅バブルが、アメリカでの日本車の売り上げを下支えしてきた。金融危機は、日本の輸出産業を支えてきた環境を大きく変えた。さらに邦銀への本格的な影響はこれから続くと指摘する。日本経済の危機はかつてない重大なものであると指摘している。

『都市問題』99巻11号の吉野直行「郵便貯金の将来と財政投融资」は、郵便貯金を取り巻く状況が厳しくなっていることを指摘している。2007年に財務省への預託の残高がゼロになったが、銀行預金が趨勢として増加しているのに対して、郵便貯金は1999年の259.7兆円をピークに残高が低下し、2007年度には180.8兆円となっている。その背景には、郵便貯金の安全性が民間金融機関と変わらなくなっている、投資信託に郵便貯金からシフトしているなどの理由を挙げている。さらに、郵便、貯金、保険の3つを兼営することによる費用効率性という意味での範囲の経済性が発揮しにくくなっていることも経営環境の悪化に大きく影響している。吉野氏は郵便貯金の運用は、今後は全国ネット網の強みを生かして民間金融商品の窓口販売を志向すべきではないかと述べている。

神川和久「シャウプ勧告再考」『税大ジャーナル』9号、2008年10月号は、シャウプ勧告の思想や基本理念を現代的視点から再考し、制度設計上の特徴や限界を検証し、わが国がめざすべき抜本的税制改革の方向性について考察したものである。「シャウプ勧告の基本理念は、課税の公平を真摯に追求し、税の持つ富の再分配効果を最大限に発揮させることであった」である反面で、「シャウプ勧告の提案する制度は、我が国の行政機構が未熟であったこともあるが、経済環境の激変により次々と変容を遂げることとなる」と述べている。また現代における抜本的税制改革においても、「税制論議が経済政策に偏重することは望ましくない」という立場を明らかにしている。そこでは富の再分配にあたって税制を一体的に考え、公平な課税を実現する方向が望ましいと述べている。

神野直彦「人間福祉の財政学的アプローチ」『人間福祉研究』（関西学院大学人間福祉学部）、1巻1号は、同学部が掲げる人間福祉の理念の具体化に向けての方向性を明らかにしたものである。資本の自由化が進んだ現代経済においては、資本統制を国民国家が完全に行うことはできないので、所得再分配は現金給付だけではなく現物給付を通じて行う必要がある。現物給付は地域社会で営まれている生活にあわせて給付する必要から、地方政府が相互作用のように提供される必要があると述べる。現物給付が提供されていないと、格差が拡大して社会秩序が乱れて経済発展も行き詰まると指摘している。

食品偽装と企業倫理

経済学部准教授 西村 智

はじめに

産地偽装や消費期限のごまかしなどの食品偽装事件が相次いでいる。食べて真偽が判別できるものはまだよいが（次から買わないので）、それが難しい場合、消費者は、生産者、あるいは販売者を信じるよりほかはない。後者のような財として、有機食品、非遺伝子組み換え食品などがあげられる。これらの財は、売り手と買い手の信頼によって成り立っている。「信頼財（credent goods）」と呼ばれる。消費期限の改ざんや飲食店における食べ残しの再利用なども偽装が発覚しにくいという意味で、信頼財同様の性質を持っているといえる。

経済学的に言えば、信頼財における売り手の裏切りは、売り手と買い手の情報格差（情報の非対称性）を悪用したものであり、市場メカニズムによっては解決することのできない問題（市場の失敗）である。このような市場の失敗に対しては、制度の再設計、あるいは、啓発活動等による精神面への働きかけが求められ、政府の介入が正当化される。

以下では、食品偽装と企業倫理に関するいくつかの最近の研究を紹介する。

1. どのような企業で偽装が起りやすいのか

荒井一博・山内勇（2008.7）「食品偽装と市場の信頼」『一橋経済学』第3巻第1号は、食品産業の労働者を対象とした独自のウェブ調査を用いて、食品偽装などの不正がどのような要因によって生み出されるのかを分析している。その結果、企業の経営方針や組織文化・雰囲気がかきわめて重要な要因であることを発見している。消費者第一や社会的貢献などの理念を重視する企業では偽装が起りにくく、逆に、不透明な人事制度や消費者軽視、社員の自主性欠如という性格を持つ企業では偽装が起

こりやすい。不透明な人事制度の下では上司に従順な者が出世することが多く、不正を隠蔽する体質が生まれやすいのであろう。

2. 企業倫理とは何か

ところで、なぜ企業の経営方針や組織文化が重要なのであろうか。これについては、高橋浩夫(2008.9)「企業倫理とCSRの基本」『白鷗ビジネスレビュー』Vol.18, No.1が有益な示唆を与えてくれる。高橋は企業倫理の概念について整理をするなかで「個人としての行動規範はそのまま企業組織の行動規範とイコールなのであろうか」と問いかける。答えは、否である。なぜなら、「集団の中の個人は組織目標の達成という中での行動が余儀なくされている」からである。つまり、「善良な個人としての倫理観をもっていても組織の中では集団の行動規範に従わなければならないことが起こる」のである。これは、組織に対して従業員の力があまりにも弱すぎるためであろう。そのことは、組織ぐるみで消費期限や産地偽装が行われていても、組織内の陰湿な制裁を恐れて、ほとんどの従業員が内部告発をためらうことからわかる。組織の隠蔽体質を改善するためには、荒井・山内(前掲)が指摘していたように企業の経営理念や哲学、経営トップのリーダーシップが重要な鍵となる。

3. 食品偽装を減らすにはどうすればよいのか

では、どのようにすればモラルの低いトップの行動、あるいは企業活動を節度あるものに変えることができるのであろうか。ここで、モラルの高低に関係なく、経営者に節度ある企業活動を行わせるような経済的インセンティブについて考えてみる。

蟻生俊夫「CSRとステークホルダー・エンゲージメント」(2008.9)「企業倫理とCSRの基本」『白鷗ビジネスレビュー』Vol.18, No.1は、誠実な企業というイメージは企業にとっての無形資産であり、長期的には社会的受容性による経営資源獲得機会の増大を通じて経済的成果を改善できるという。しかし、不況時、あるいは経営に余裕のない企業が目に見える資源(例えば、売上高、収益性、資本比率)のみを近視眼的に追い求めがちになるのは想像に難くない。そうだとすれば、長期的な経済的利益を強調する策は、各企業の経営状況や倫理観によるところが大きくなってしまい、効果はあまり期待できない。

そこで、対案として、誠実であることが短期的な利益につながる、あるいは、企業にとって不正を行うリスクを高くするような制度変更を考えてみる。前者の場合はどの企業が誠実かを見極める必要があるが、調査コストがかかりすぎる。後者の場合は、いくつかの対策が考えられる。荒井・山内(前掲)は、法律と縦割りになっている所管官庁を整理統合して、明確な法の制定と運用を図り、罰則を厳しくする必要性を強調している。具体的な対策として、公的機関による抜き打ち検査、不正情報の開示、内部告発者に対する法的保護の強化などが考えられる。ただし、このような規制や監視を行う主体は必ずしも政府でなくてもよい。産地偽装をテーマにとりあげた白石賢(2008)「食品産地偽装防止のインセンティブ構造—地域ブランド保護における地方自治体の役割と法」『自治研究』第84巻第十二号は、偽装防止インセンティブを持つ者は、政府ではなく、地域ブランド品の生産・販売事業者なので、政府に頼るよりも産地の団体が活発に活動を行う方が望ましいと主張している。

おわりに

食品偽装件数の増加の背景には利益追求型の行き過ぎた市場主義がある。消費者を欺いてまでして手にいれた利益に何の意味があるのだろうか。経済的に豊かになった現在、「衣食足りて礼節を知る」

精神を社会全体で共有したいものである。規制や罰則のみに頼らざるを得ないのはあまりにも残念である。

【Reference Review 54-6 号の研究動向・全分野から】

人間福祉学部教授 小西砂千夫

『日経研月報』2009年1月号の稲葉陽二「[絆]で乗り切る格差社会 第1回 格差を巡る議論の整理」は、経済学的に見たときの格差の問題に関するさまざまな見方を整理した上で、市場を通じた議論から離れ、「格差拡大は外部性を伴った社会の信頼・規範・ネットワークであるソーシャル・キャピタルを壊すから望ましくないという議論」が、格差がなぜ問題になるかについての有力な根拠になるとしている。その点は、たいへん重要な指摘であると思われる。

『週刊東洋経済』2009年2月14日号は世界経済危機に関する特集を行っている。誌上対論「公共事業は必要か!？」では、野口悠紀雄氏が「日本でケインズ政策は戦後初めて必要になった」として、長期的には産業構造の転換を図ることであるとしながらも、短期的には大量の失業を解消する方法として「財政支出で需要を増やすしかない…（中略）…この規模の支出増を一挙に行い、必要なくなったらやめられるのは、公共事業しかない」としているのに対して、小野善康「長期不況こそが定常状態。公共事業の否定は間違いだ」では、「世間では「穴を掘って埋める」無駄な公共事業でも「乗数効果」という呼び水効果があるといわれるが、これは間違いだ」として、公共事業にはなかがみが行われており、人々の生活をゆたかにする設備やサービスの提供が望ましいとしている。小野氏は労働力の無駄という最大の非効率を解消するためにも、不況時に公共投資が必要としている。

さらに同特集なかで竹森俊平「サブプライム危機の原因と対策は何なのか」は、今回の危機の原因をどのように見るかによって対策は大きく異なると指摘する。原因としては、「アメリカがもともと消費が所得を上回るという、長期的な維持不可能なアンバランスに原因を求める」のか、「サブプライム危機は基本的に金融規制の欠如の問題」であるかの2つが考えられる（FRBは後者の判断に立って行動をとっていると指摘）。竹森氏は、アメリカの消費減少に対してどこが需要を増やすかが問われ、アジア経済の内需拡大型への転換であり、そのためには金融市場の発展がカギであるとしている。

竹森氏はまた2月7日の『週刊東洋経済』で、「定額給付金の景気浮揚効果はゼロ」のなかで、「乗数効果から考えて、今や公共投資以外に景気を浮揚させる効果が見込めない現実」「90年代と同じ間違いを犯さないように、どうしたら乗数効果が高く、有効な公共事業を選ぶことができるのかに議論を集中すべきだ」と指摘している。

伊藤隆敏「地域振興券の教訓と定額給付金」『週刊東洋経済』2009年1月31日号もおなじように、「家計は現在の所得から今の消費を決めるわけではなく、将来の生涯所得と現在の資産を勘案して消費をする」と理論的に考えても、地域振興券の景気押し上げ効果が小さいとする推計が妥当であるとみている。「所得の低い家計への援助を手厚くすることを標榜する政党は、まったく労働のインセンティブがない一時的な給付金の配布ではなく、納税者番号の導入と給付金付きの所得税（負の所得税）の導入を政策に掲げるべきであろう」としている。

環境経営の目指すところ

総合政策学部教授 古川 靖洋

2009年6月10日、日本政府は温室効果ガスを2005年度比で15%削減するとの中間目標を発表した。しかもこの数値は、海外クレジット分を含まず、国内での省エネなどの努力を積み上げて算定したものである。政府見解の通り、日本のエネルギー効率は既に欧米の約2倍、中国の約8倍ほどあり、世界一の水準にあるといえる。それ故、この目標は決して容易に達成できるものではなく、個人、企業、政府や地方自治体など多方面の協力が不可欠である。また、日本は温室効果ガス削減においてリーダーシップを発揮し、日本がこれまで培ってきた省エネ技術や環境対策技術をグローバルレベルで提供し、世界の温室効果ガス排出量削減に貢献する旨も同時に発表している。このような日本政府の取り組みの中で、企業の果たす役割は今まで以上に大きいものとなるだろう。本稿では、温室効果ガス排出削減策にして注目されている「グリーンIT」の状況をまず概観し、その後、このような環境対策を促す必要性から、環境経営と財務的成果との関係についての研究を紹介していく。

椎野論文（椎野孝雄「ユビキタスネットワークによる持続型社会の実現」『知的資産創造』2009年2月号）は、地球環境を守りつつ発展する「持続型社会」の実現に、ユビキタスネットワークが貢献すると考え、そのためにはIT機器自体で消費するエネルギー量の削減を目指すGreen of ITと、ITの活用により産業活動や物流、オフィス活動などの効率化やエネルギー量の削減を目指すGreen by ITが欠かせないと述べている。全世界のIT産業のCO₂排出量は世界規模の排出量のわずか2%に過ぎないため、Green of ITを積極的に推進したとしても、それほど排出量の削減に貢献するとは考えられない。それよりも、残りの98%の部分の削減に対して、基盤的な機能を果たしているIT産業がどのように貢献できるかが課題となるのである。椎野はユビキタスネットワークの活用が社会全体のCO₂排出量の削減につながると主張している。具体的には、短期的な効果が見込めるものとして、電子決済やテレワークなどの利用に代表される既存手段の置き換えや非物質化、ネットワークとセンサー技術を応用した制御の高度化や自動化を挙げ、中期的な効果が見込めるものとして、複数企業の業務提携による物流の最適化やデジタル機器の集約化、データセンタの共同利用などを挙げている。そして最後に、日本企業がなすべきこととして、日本企業が得意とする省エネ型・省資源型のビジネスをITの有効利用によって進めるべきだと主張している。

このような環境対策を促す企業行動は、元来高コストに結びつくと考えられがちであったため、環境対策に積極的に取り組む企業はそれほど多くはなかった。しかし、近年、環境対策と経済的成果の両立を目指す企業も現れ、その因果関係を調査した研究もいくつか出てきている。金原・藤井論文（「日本企業における環境行動の因果的メカニズムに関する分析」『日本経営学会誌』第23号、2009）は、企業による環境行動が外部圧力や環境パフォーマンスと経済パフォーマンスにどのように関係しているかの因果的構造を共分散構造分析によって明らかにしている。ここでいう環境行動は、環境経営優先度や組織の環境イニシアチブとしてのトップのリーダーシップ、管理者の権限、従業員の環境意識の4変数からなる環境経営度と、その方針を実践した形の具体的な組織体制（ISO14001取得の有無、環境報告書の有無、環境会計の有無など）を総合的にとらえたものである。環境行動と成果については、明確な環境戦略を策定すれば、それに従って組織体制が整い、組織の環境対策行動が強まり、その結果、環境パフォーマンスの向上、さらには、経済パフォーマンスの向上へつながっていくことが判明した。ただ、個々の企業において環境への取り組みに対するインセンティブがはっきりしていな

いためか、組織の環境への取り組みが経済パフォーマンスにプラスには貢献していなかった。企業の環境対策が功を奏して、それが持続可能な社会の実現に貢献するには、環境対策への取り組みが中長期的には経済パフォーマンスの向上に結びつくということをさらに詳しく解明し、このことを社会に啓蒙していく必要があるだろう。